

◎岡山県告示第五百九十九号

瀬戸内海漁業取締規則第七条の規定による漁業の地方名称を次のとおり定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内海漁業取締規則第七条の規定による漁業の地方名称

瀬戸内海漁業取締規則第九条の規定による漁業の地方名称（昭和二十六年岡山県告示第七百十八号）の全部を改正する。

瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）第七条の規定により、同規則第二条第一項及び第三条の規定に該当する漁業の地方名称を次のとおり定める。

1 第二条第一項に該当する漁業

一 こぎ網漁業

イ えびこぎ網漁業（えびけた網漁業を含む。）

ロ あみこぎ網漁業

ハ なまこぎ網漁業（なまこけた網漁業を含む。）

ニ 貝けた網漁業

ホ 自家用餌料びき網漁業

ヘ べいかこぎ網漁業

ト そろばんこぎ網漁業

チ 戦車こぎ網漁業

リ 板びき網漁業

二 地びき網漁業

イ 雑魚地びき網漁業

三 船びき網漁業

イ さわら船びき網漁業

ロ いかなご船びき網漁業

ハ いわし船びき網漁業

ニ いか船びき網漁業

ホ さより船びき網漁業

四 ごち網漁業

イ ごち網漁業

令和2年11月27日 岡山県公報 第12248号

2 第三条に該当する漁業

一 空釣こぎ漁業

イ 文ちんこぎ漁業

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。